

# 半 期 報 告 書

(第 4 期中) 自 平成20年 4 月 1 日  
至 平成20年 9 月 30 日

首都高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 1 号

(E04373)

# 目次

## 【表紙】

第一部 【企業情報】 .....	1
第1 【企業の概況】 .....	1
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	4
4 【従業員の状況】 .....	5
第2 【事業の状況】 .....	6
1 【業績等の概要】 .....	6
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	8
3 【対処すべき課題】 .....	8
4 【経営上の重要な契約等】 .....	9
5 【研究開発活動】 .....	10
第3 【設備の状況】 .....	11
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】 .....	11
2 【道路資産】 .....	12
第4 【提出会社の状況】 .....	13
1 【株式等の状況】 .....	13
2 【株価の推移】 .....	14
3 【役員の状況】 .....	14
第5 【経理の状況】 .....	15
1 【中間連結財務諸表等】 .....	16
2 【中間財務諸表等】 .....	44
第6 【提出会社の参考情報】 .....	63
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	64
[中間監査報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年12月22日
【中間会計期間】	第4期中（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
【会社名】	首都高速道路株式会社
【英訳名】	Metropolitan Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐々木 克己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 国安 博
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 国安 博
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
営業収益（百万円）	152,434	134,420	129,881	292,373	444,910
経常利益（百万円）	10,258	5,901	1,041	4,210	3,115
中間（当期）純利益（百万円）	6,080	3,260	537	2,707	2,037
純資産額（百万円）	31,531	31,865	31,221	28,188	30,625
総資産額（百万円）	393,659	523,797	457,014	504,704	454,814
1株当たり純資産額（円）	1,167.83	1,163.64	1,138.28	1,042.90	1,118.37
1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	225.21	120.74	19.91	100.28	75.47
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	8.0	6.0	6.7	5.6	6.6
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△24,529	△42,825	△50,300	△96,695	60,298
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△1,526	△184	△4,382	△2,477	△5,196
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	14,143	33,992	18,260	99,426	△57,161
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高（百万円）	38,896	42,044	12,577	51,061	49,001
従業員数（人） [外、平均臨時雇用人員]	2,259 [1,330]	2,672 [1,408]	3,075 [1,383]	2,540 [1,242]	2,609 [1,447]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に各期間の平均人員を外数で記載しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
営業収益（百万円）	151,756	133,593	129,012	291,016	443,158
経常利益（百万円）	10,131	5,204	231	3,963	1,250
中間（当期）純利益（百万円）	6,009	2,884	68	2,555	985
資本金（百万円）	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
発行済株式総数（千株）	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
純資産額（百万円）	31,460	30,891	29,061	28,006	28,992
総資産額（百万円）	392,198	518,662	448,672	502,564	449,063
1株当たり純資産額（円）	1,165.20	1,144.11	1,076.33	1,037.28	1,073.80
1株当たり中間（当期）純利益 金額（円）	222.57	106.82	2.53	94.65	36.51
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	8.0	6.0	6.5	5.6	6.5
従業員数（人）	1,122	1,103	1,112	1,119	1,099

（注）1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

なお、当中間連結会計期間において、高速道路事業に関し、下記のとおり主要な関係会社の異動が生じておりません。

### (1) 吸収合併による異動

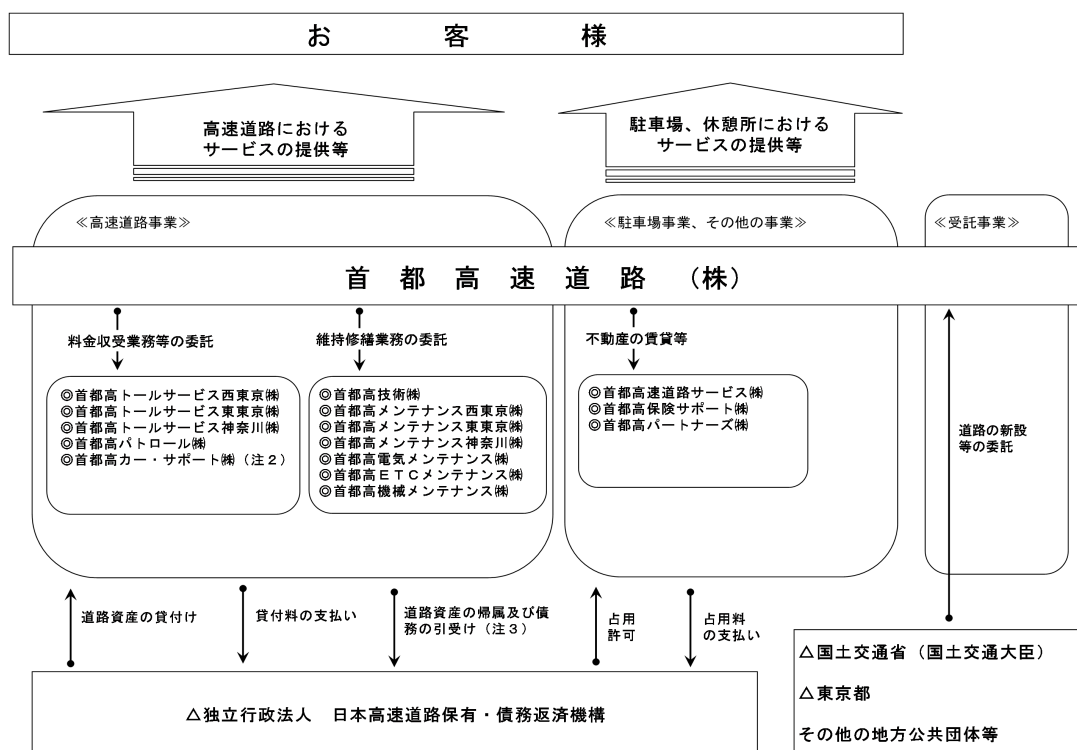
- ① 平成20年7月1日付で、料金收受業務を委託しているトラスティロード(株)は、ユニ(株)及び(株)エヌティジェーを吸収合併するとともに、商号を首都高トールサービス西東京(株)に変更しました。
- ② 平成20年7月1日付で、料金收受業務を委託している(株)とうさいは、(株)トーワン及び(株)エフイージーを吸収合併するとともに、商号を首都高トールサービス東東京(株)に変更しました。
- ③ 平成20年7月1日付で、料金收受業務を委託しているケイエス(株)は、横浜アールエス(株)を吸収合併するとともに、商号を首都高トールサービス神奈川(株)に変更しました。

### (2) 連結子会社の新規設立

- ① 平成20年6月6日付で、当社の全額出資により、維持管理業務のうち、道路構造物の点検等に係る業務を行うことを目的として、首都高技術(株)を設立し、連結子会社としました。
  - ② 平成20年7月1日付で、首都高パトロール(株)の全額出資により、交通管理業務のうち、車両の運転及び首都高高速道路上における故障車、事故車等の救援事業等を行うことを目的として、首都高カー・サポート(株) (注)を設立し、連結子会社としました。
- (注) 当中間連結会計期間末現在、事業を開始しておりません。

この結果、当中間連結会計期間末現在では、当社グループは、当社及び連結子会社15社により構成されることとなります。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- (注) 1. ◎は連結子会社、△は関連当事者を示しております。  
 2. 当中間連結会計期間末現在、事業を開始しておりません。  
 3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下この注において「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（以下この注において「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属するときにおいて、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内において当該道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

### 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間における関係会社の異動は、次のとおりであります。

#### (1) 連結子会社の吸収合併による異動

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
首都高トールサービス 西東京㈱ (注2)	東京都 港区	50	高速道路事業	58.0	料金收受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
首都高トールサービス 東東京㈱ (注3)	東京都 北区	50	高速道路事業	81.9	料金收受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
首都高トールサービス 神奈川㈱ (注4)	横浜市 神奈川区	50	高速道路事業	66.5	料金收受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 平成20年7月1日付で、トラスティロード㈱は、ユニ㈱及び㈱エヌティジェーを吸収合併するとともに、商号を首都高トールサービス西東京㈱に変更しました。

3. 平成20年7月1日付で、㈱とうさいは、㈱トーワン及び㈱エフイージーを吸収合併するとともに、商号を首都高トールサービス東東京㈱に変更しました。

4. 平成20年7月1日付で、ケイエス㈱は、横浜アールエス㈱を吸収合併するとともに、商号を首都高トールサービス神奈川㈱に変更しました。

#### (2) 連結子会社の新規設立による異動

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
首都高カー・サポート㈱ (注4)	東京都 港区	20	高速道路事業	100.0 (100.0)	交通管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
首都高技術㈱	東京都 港区	40	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数となっております。

3. いずれも当中間連結会計期間より新たに当社の連結子会社となっております。

4. 当中間連結会計期間末現在、事業を開始しておりません。

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	2,884
受託事業	[1,368]
駐車場事業	50
その他の事業	[5]
全社（共通）	141 [10]
計	3,075 [1,383]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [ ] 内に当中間連結会計期間平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、駐車場事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、それぞれ一括して記載しております。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べて466名増加しておりますが、これは連結子会社である首都高技術(株)及び首都高機械メンテナンス(株)が新たに事業を開始したこと等によるものであります。

##### (2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	1,112
---------	-------

- (注) 従業員数は就業人員（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。



## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、個人消費は概ね横ばいで推移したものの、サブプライムローン問題に端を発する金融危機・世界経済減速により、企業部門に弱い動きが表れ、雇用環境は厳しさが残るなど、弱含みで推移しました。

当中間連結会計期間においては、利用交通量は、大型車は対前年比1.3%減、普通車は2.9%減となり、全体としては前年度より2.7%減の205百万台（112万台/日）となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

グループ経営においては、料金收受業務に係る連結子会社8社を3社に再編するとともに、高速道路事業における維持修繕業務（構造物点検）に係る連結子会社1社及び交通管理業務（車両の運転及び故障車、事故車の救援等）に係る連結子会社1社を設立しました。これにより当社グループ会社は、高速道路におけるサービスの提供等を行う料金收受子会社3社、交通管理子会社2社及び維持修繕子会社7社並びに駐車場、パーキングエリアにおけるサービスの提供等を行う子会社3社の計15社となっております。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、営業収益129,881百万円（前年同期比3%減）、営業利益705百万円（同87%減）、経常利益1,041百万円（同82%減）、法人税等を控除した中間純利益は537百万円（同83%減）となりました。事業の種類別セグメントごとの業績の概要は下記のとおりであります。

なお、セグメント別の売上高及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報)」を併せてご参照下さい。

#### ① 高速道路事業

##### (営業収益)

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は293.5kmとなっております。

当社グループが普及促進に取り組んでいるETCの主な効果としては、お客様のキャッシュレス化及び料金所周辺での渋滞緩和による利便性の向上、渋滞解消による周辺環境の改善、多様な料金割引によるサービスの向上等があります。そこで、従来からパーキングエリア等におけるETCワンストップサービスや曜日別時間帯別割引等を実施してまいりました。その結果、当中間連結会計期間のETCの利用率は、高速道路株式会社6社中で最高となる81.4%（平成20年9月平均）となっております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ホームページに設けたグリーンポストやお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見を各種改善に反映し、サービス向上に努めてまいりました。

さらに、お客様に、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、走行環境の改善やパーキングエリアのリニューアル等を行ってまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入等はガソリン価格の高騰や景気後退、タンクローリー火災事故に伴う通行止めの影響により、123,720百万円（前年同期比2%減）となりました。

高速道路の新設については、首都高速道路の最大の課題である渋滞を解消すべく、中央環状新宿線の3号渋谷線～4号新宿線間4.3kmの平成21年度中の開通、中央環状線の最終区間である中央環状品川線（3号渋谷線～湾岸線間9.4km）の平成25年度中の開通に向け事業推進に努める等、5路線29.0kmの整備を行ってまいりました。

また、高速道路の改築等については、当中間連結会計期間は、長大橋梁の耐震補強等の防災安全対策を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の更新を行ってまいりました。

営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への債務引渡しに伴う道路資産完成高は4,370百万円（同11%減）となりました。

以上の結果、営業収益は、128,090百万円（同3%減）となりました。

##### (営業利益)

平成18年3月31日に当社が機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により、営業費用は127,725百万円（前年同期比0%増）となり、営業利益は364百万円（同93%減）となりました。

なお、協定に基づき機構へ支払う賃借料の減算は実施しておりません。

（注）料金収入等は、営業収益から道路資産完成高を控除したものであり、前中間連結会計期間の料金収入等は、127,431百万円であります。

## ② 駐車場事業

(営業収益)

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、長期安定的な定期顧客の獲得とお客様にご利用しやすい料金の設定等の取り組みを行いました。

この結果、営業収益は1,406百万円（前年同期比0%減）となりました。

(営業利益)

主に駐車場の管理費用の支出等により、営業費用は1,120百万円（前年同期比1%増）となり、営業利益は286百万円（同9%減）となりました。

## ③ 受託事業

(営業収益)

電気通信設備兼用工作物の支障移転工事等をはじめ、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施した結果、営業収益は5百万円（前年同期比97%減）となりました。

(営業利益)

営業費用は30百万円（前年同期比88%減）となり、営業損失は24百万円（前中間連結会計期間は営業損失7百万円）となりました。

## ④ その他の事業

(営業収益)

休憩所等事業として、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、代々木パーキングエリアや川口パーキングエリアのリニューアル、夏季繁忙期の販売促進イベントの実施、営業時間の延長等お客様のご要望に合致した施策を行ってまいりました。

また、高架下賃貸施設事業として、高架下賃貸施設の運営及び管理等を行ってまいりました。

この結果、営業収益は459百万円（前年同期比5%増）となりました。

(営業利益)

休憩所施設の管理費用の支出等により、営業費用は378百万円（前年同期比10%増）となり、営業利益は80百万円（同12%減）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益1,041百万円に加え、非資金項目である減価償却費が2,596百万円などの資金増加要因があったものの、仕掛道路資産の増加額が35,573百万円となったこと等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、50,300百万円の資金支出（前年同期比17%増）となりました。

なお、上記仕掛道路資産の増加額は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項及び第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、料金所施設、E T C設備等の設備投資を行ったことにより、投資活動によるキャッシュ・フローは4,382百万円の資金支出（前年同期比2,278%増）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係長期借入れによる収入14,208百万円、道路建設関係社債（政府保証債）の発行による収入9,929百万円等による収入があった一方、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第15条第1項による債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額4,800百万円等があり、財務活動によるキャッシュ・フローは、18,260百万円の資金収入（前年同期比46%減）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、期首に比べ36,423百万円減少し、12,577百万円となりました。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

## 3【対処すべき課題】

「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献する」という基本理念に立脚した中期経営計画「PROJECT SHUTOKO 2008」（計画期間：平成18年度～平成20年度。平成18年3月策定）の実現を目指し全力を挙げて取り組んでまいります。

中期経営計画の最終年度である今年度は、距離別料金への移行に取り組んでまいりましたが、政府から「安心実現のための緊急総合対策」として、首都高速道路の距離別料金の導入延期が示されました。当社としては、引き続き距離別料金の導入に向けて、関係機関等と協議してまいります。

### 〔高速道路事業〕

平成18年7月に策定した首都高渋滞対策アクションプログラムに基づき、ネットワーク整備やボトルネック対策等を着実に進めてまいります。

特に、現在開発が進んでいる晴海・豊洲地区と高速湾岸線を直結する晴海線（豊洲出入口～東雲ジャンクション間1.5km）の平成21年2月の開通、川崎市臨海部と横浜市中央部とのアクセス機能強化等を図る大師出入口（横浜方向）の平成21年3月の開通に向け、万全の準備を進めてまいります。

また、ネットワーク整備の要となる中央環状新宿線・品川線については、平成19年度に開通させた4号新宿線～5号池袋線間に続き、3号渋谷線～4号新宿線間4.3kmの平成21年度中の開通による新宿線の全線開通と品川線（3号渋谷線～湾岸線間9.4km）の平成25年度中の開通に向け、事業推進に努めてまいります。

安全対策を更に推進するための取組みとして、ETC利用率の増加に伴い利用環境が変化している料金所付近における「料金所総合安全対策」等を進めてまいります。

不正通行の撲滅に向け、不正通行監視設備による不正通行等車両の捕捉を強化し、不正通行者を警察へ通報するとともに、割増金を含めた通行料金の請求・回収の強化を図ってまいります。

構造物の老朽化への対応としては、アセットマネジメントの考え方を活用しながら、確実に効率的な点検・補修を実施し、道路構造物の予防保全を徹底してまいります。

なお、引き続き道路の適切な管理水準を維持しつつ、コスト管理を徹底します。また、料金收受業務、交通管理業務及び維持修繕業務に係る子会社に対し、首都高グループとして経営方針の徹底を図ってまいります。

### 〔高速道路事業以外の事業〕

当中間連結会計期間において、重要な変更はございません。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

##### 吸収合併

当社が行う高速道路の料金收受業務について、当社グループの一部門として当該業務を効率的に実施することを目的として、当社の連結子会社間において下記の通りの吸収合併契約を締結し、それぞれ平成20年7月1日を合併期日として、吸収合併を行っております。

##### ① トラストイーロード㈱、ユニ㈱及び㈱エヌティジェー間の吸収合併

3社は平成20年5月8日付けで吸収合併契約書を締結し、当該吸収合併契約書は同月23日に開催された各社の臨時株主総会において承認されております。

合併の概要は、次のとおりであります。

##### (ア) 合併の方法：

トラストイーロード㈱を存続会社とし、ユニ㈱及び㈱エヌティジェーを消滅会社とする吸収合併であります。

(イ) 合併後の商号：首都高トールサービス西東京㈱に商号変更いたしました。

(ウ) 合併に際して割当てられる株式の数：

トラストイーロード㈱は、合併に際して合併期日前日の最終のユニ㈱及び㈱エヌティジェーの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するユニ㈱及び㈱エヌティジェーの普通株式1株につき、トラストイーロード㈱の普通株式をそれぞれ2.22株及び0.21株の割合をもって割当交付します。

(エ) 合併比率の算定根拠：

合併比率については、トラストイーロード㈱、ユニ㈱及び㈱エヌティジェーの純資産価額を基礎として総合的に検討した結果、上記(ウ)の通りの割合とするのが相当と判断し、算定いたしました。

(オ) 引継資産・負債の状況：

(資産)		(負債)	
流動資産	855百万円	流動負債	347百万円
固定資産	20百万円	固定負債	13百万円
合 計	876百万円	合 計	361百万円

(カ) 吸収合併存続会社となる会社の概要：

資本金：50百万円

事業内容：高速道路の料金收受業務

##### ② ㈱とうさい、㈱トーワン及び㈱エフイージー間の吸収合併

3社は平成20年5月2日付けで吸収合併契約書を締結し、当該吸収合併契約書は同月26日に開催された各社の臨時株主総会において承認されております。

合併の概要は、次のとおりであります。

(ア) 合併の方法：

㈱とうさいを存続会社とし、㈱トーワン及び㈱エフイージーを消滅会社とする吸収合併であります。

(イ) 合併後の商号：首都高トールサービス東東京㈱に商号変更いたしました。

(ウ) 合併に際して割当てられる株式の数：

㈱とうさいは、合併に際して合併期日前日の最終の㈱トーワン及び㈱エフイージーの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する㈱トーワン及び㈱エフイージーの普通株式1株につき、㈱とうさいの普通株式をそれぞれ3.21株及び0.70株の割合をもって割当交付します。

(エ) 合併比率の算定根拠：

合併比率については、㈱とうさい、㈱トーワン及び㈱エフイージーの純資産価額を基礎として総合的に検討した結果、上記(ウ)の通りの割合とするのが相当と判断し、算定いたしました。

(オ) 引継資産・負債の状況：

(資産)		(負債)	
流動資産	956百万円	流動負債	387百万円
固定資産	16百万円	固定負債	—
合 計	973百万円	合 計	387百万円

(カ) 吸収合併存続会社となる会社の概要：

資本金：50百万円

事業内容：高速道路の料金收受業務

③ ケイエス㈱及び横浜アールエス㈱間の吸収合併

両社は平成20年5月7日付けで吸収合併契約書を締結し、当該吸収合併契約書は同月22日に開催された両社の臨時株主総会において承認されております。

合併の概要は、次のとおりであります。

(ア) 合併の方法：ケイエス㈱を存続会社とし、横浜アールエス㈱を消滅会社とする吸収合併であります。

(イ) 合併後の商号：首都高トールサービス神奈川㈱に商号変更いたしました。

(ウ) 合併に際して割当てられる株式の数：

ケイエス㈱は、合併に際して合併期日前日の最終の横浜アールエス㈱の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する横浜アールエス㈱の普通株式1株につき、ケイエス㈱の普通株式を1.23の割合をもって割当交付します。

(エ) 合併比率の算定根拠：

合併比率については、ケイエス㈱及び横浜アールエス㈱の純資産価額を基礎として総合的に検討した結果、上記(ウ)の通りの割合とするのが相当と判断し、算定いたしました。

(オ) 引継資産・負債の状況：

(資産)		(負債)	
流動資産	287百万円	流動負債	140百万円
固定資産	7百万円	固定負債	33百万円
合 計	294百万円	合 計	174百万円

(カ) 吸収合併存続会社となる会社の概要：

資本金：50百万円

事業内容：高速道路の料金收受業務

## 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が首都高速道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

#### 1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間における主要な設備の異動は、次のとおりであります。

##### ① 連結子会社の吸収合併による異動

平成20年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
首都高トールサービス西東京㈱	本社 (東京都港区)	高速道路事業	車両運搬具等	2	7	—	4	14	193 [827]
首都高トールサービス東東京㈱	本社 (東京都北区)	高速道路事業	本社機器等	0	0	—	2	3	553 [184]
首都高トールサービス神奈川㈱	本社 (横浜市神奈川区)	高速道路事業	本社間仕切り等	4	2	—	3	11	217 [274]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具器具及び備品」及び「無形固定資産」の合計であります。  
 2. 建物の一部を賃借しており、年間賃借料は74百万円であります。  
 3. 上記の他、賃貸借処理している主要なリース設備として車両等があり、年間賃借料は7百万円あります。  
 4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
 5. 従業員数の [ ] は、臨時従業員数を外書きしております。

##### ② 連結子会社の事業開始による異動

平成20年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
首都高技術㈱	本社 (東京都港区)	高速道路事業	本社機器等	35	14	—	64	113	197 [14]
首都高機械メンテナンス㈱	本社 (東京都文京区)	高速道路事業	車両運搬具等	—	22	—	2	25	57 [3]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具器具及び備品」、「リース資産」及び「無形固定資産」の合計であり、建設仮勘定を含んでおりません。  
 2. 建物の一部を賃借しており、年間賃借料は72百万円あります。  
 3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
 4. 従業員数の [ ] は、臨時従業員数を外書きしております。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な変更はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、都道首都高速1号線等の新設、改築及び修繕等を通じ総額40,399百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い機構に帰属することとなった仕掛道路資産当期減少額4,370百万円の内訳は下表のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 (注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
都道首都高速板橋足立線	王子南出入口(改築)	平成20年4月	66
都道首都高速1号線等	修繕	平成20年6月	4,303
		平成20年9月	
合計		—	4,370

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

また、当中間連結会計期間において、主要な道路資産に重要な異動はありません。

なお、主要な道路資産に係る当連結会計年度における協定に基づく年間賃借料は197,440百万円であり、前連結会計年度から変更されております。

(注) 年間賃借料には消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末現在の道路資産に係る重要な建設計画について、変更はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	108,000,000
計	108,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数 (株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成20年12月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	27,000,000	27,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	27,000,000	27,000,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年9月30日	—	27,000,000	—	13,500	—	13,500

#### (5)【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	13,499,997	49.99
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	7,215,618	26.72
神奈川県	横浜市中区日本大通1	2,236,443	8.28
埼玉県	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	1,593,702	5.90
横浜市	横浜市中区港町1丁目1番	1,203,121	4.45
川崎市	川崎市川崎区宮本町1番地	1,033,322	3.82
千葉県	千葉市中央区市場町1番1号	217,797	0.80
計	—	27,000,000	100.00



(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 26,999,700	269,997	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 300	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	27,000,000	—	—
総株主の議決権	—	269,997	—

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、前中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表については、新日本監査法人により中間監査を受け、当中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となっております。

## 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

## ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
現金及び預金	12,044	10,147	14,001
高速道路事業営業未収入金	20,742	19,217	22,530
未収入金	111	199	1,791
有価証券	30,000	2,500	35,000
仕掛道路資産	368,344	321,800	284,809
貯蔵品	500	382	316
受託業務前払金	25,201	31,584	28,626
前払金	2,668	2,717	1,357
繰延税金資産	38	47	13
その他	2,696	2,648	695
貸倒引当金	△129	△137	△155
流動資産合計	462,218	391,108	388,987
<b>固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>			
建物	11,528	11,891	11,740
減価償却累計額	△1,569	△2,356	△1,961
建物(純額)	9,959	9,534	9,779
構築物	17,642	※4 18,344	18,167
減価償却累計額	△1,608	△2,472	△2,029
構築物(純額)	16,034	15,871	16,137
機械及び装置	27,071	30,250	29,763
減価償却累計額	△4,186	△6,553	△5,354
機械及び装置(純額)	22,885	23,696	24,408
車両運搬具	930	1,406	1,330
減価償却累計額	△310	△526	△388
車両運搬具(純額)	620	880	941
工具、器具及び備品	316	548	403
減価償却累計額	△165	△279	△191
工具、器具及び備品(純額)	151	269	211
リース資産	—	83	—
減価償却累計額	—	△4	—
リース資産(純額)	—	79	—
土地	8,027	8,027	8,027
建設仮勘定	846	4,638	3,246
有形固定資産合計	58,524	62,998	62,753
無形固定資産	1,890	1,732	1,926
<b>投資その他の資産</b>			
敷金	915	935	874
繰延税金資産	157	160	160
その他	89	83	115
貸倒引当金	△3	△3	△3
投資その他の資産合計	1,158	1,175	1,146
固定資産合計	61,573	65,906	65,826
<b>繰延資産</b>			
道路建設関係社債発行費	5	—	—
繰延資産合計	5	—	—
資産合計	※1 523,797	※1 457,014	※1 454,814

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	19,977	18,560	32,783
短期借入金	86	150	296
1年以内返済予定長期借入金	32,069	8,830	20,758
未払金	2,977	2,942	8,143
リース債務	—	21	—
未払法人税等	2,743	689	565
預り金	1,527	625	395
受託業務前受金	32,720	43,382	41,302
前受金	2,839	1,661	2,134
賞与引当金	1,294	1,470	1,240
回数券払戻引当金	48	7	24
その他	1,311	2,763	2,359
流動負債合計	97,599	81,104	110,004
固定負債			
道路建設関係社債	※1 56,956	※1 87,264	※1 77,285
道路建設関係長期借入金	※3 296,063	※3 218,688	※3 196,664
その他の長期借入金	9,984	7,465	9,081
リース債務	—	62	—
退職給付引当金	30,130	30,472	30,156
役員退職慰労引当金	129	91	152
負ののれん	693	238	469
その他	376	404	374
固定負債合計	394,332	344,687	314,184
負債合計	491,932	425,792	424,189
<b>純資産の部</b>			
株主資本			
資本金	13,500	13,500	13,500
資本剰余金	13,500	13,500	13,500
利益剰余金	4,418	3,733	3,196
株主資本合計	31,418	30,733	30,196
少数株主持分	447	488	429
純資産合計	31,865	31,221	30,625
負債・純資産合計	523,797	457,014	454,814

## ②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業収益	134,420	129,881	444,910
営業費用			
道路資産賃借料	96,731	98,720	193,464
高速道路等事業管理費及び売上原価	27,704	26,140	238,051
販売費及び一般管理費	※1 4,374	※1 4,315	※1 10,848
営業費用合計	128,810	129,176	442,365
営業利益	5,610	705	2,544
営業外収益			
受取利息	33	33	71
土地物件貸付料	—	—	82
損害賠償金	—	—	39
負ののれん償却額	236	231	473
保険返戻金	—	76	—
その他	150	111	189
営業外収益合計	420	453	857
営業外費用			
支払利息	96	101	211
回数券払戻引当金繰入額	25	—	36
その他	7	16	38
営業外費用合計	129	117	286
経常利益	5,901	1,041	3,115
特別利益			
固定資産売却益	※2 408	—	※2 408
前期損益修正益	—	—	※3 442
特別利益合計	408	—	850
特別損失	※4 500	—	※4 500
税金等調整前中間純利益	5,810	1,041	3,466
法人税、住民税及び事業税	2,486	478	815
過年度法人税、住民税及び事業税	—	—	524
法人税等調整額	—	△34	21
法人税等合計	2,486	444	1,361
少数株主利益	63	59	66
中間純利益	3,260	537	2,037

## ③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の要約連 結株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
<b>株主資本</b>			
資本金			
前期末残高	13,500	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500
資本剰余金			
前期末残高	13,500	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500
利益剰余金			
前期末残高	1,158	3,196	1,158
当中間期変動額			
中間純利益	3,260	537	2,037
当中間期変動額合計	3,260	537	2,037
当中間期末残高	4,418	3,733	3,196
株主資本合計			
前期末残高	28,158	30,196	28,158
当中間期変動額			
中間純利益	3,260	537	2,037
当中間期変動額合計	3,260	537	2,037
当中間期末残高	31,418	30,733	30,196
少数株主持分			
前期末残高	30	429	30
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	417	59	398
当中間期変動額合計	417	59	398
当中間期末残高	447	488	429
純資産合計			
前期末残高	28,188	30,625	28,188
当中間期変動額			
中間純利益	3,260	537	2,037
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	417	59	398
当中間期変動額合計	3,677	596	2,436
当中間期末残高	31,865	31,221	30,625

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度の要約
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>					
税金等調整前中間純利益		5,810		1,041	3,466
減価償却費		2,383		2,596	4,886
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		31		316	58
賞与引当金の増減額 (△は減少)		204		229	149
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△34		△17	△8
回数券払戻引当金の増減額 (△は減少)		△20		△17	△44
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		△98		△60	△75
受取利息		△33		△33	△71
支払利息		96		101	211
固定資産売却損益 (△は益)		△408		—	△408
前期損益修正損益 (△は益)		—		—	△442
固定資産除却損		42		36	286
売上債権の増減額 (△は増加)		594		4,192	△2,172
未収消費税等の増減額 (△は増加)		1,633		△1,232	3,185
仕掛道路資産の増減額 (△は増加)	※2	△25,298	※2	△35,573	※2 59,709
貯蔵品の増減額 (△は増加)		△134		△65	49
受託業務前払金の増減額 (△は増加)		△2,302		△2,958	△5,727
前払金の増減額 (△は増加)		△2,325		△1,360	△1,014
仕入債務の増減額 (△は減少)		△22,680		△16,171	△6,759
未払消費税等の増減額 (△は減少)		—		△1,068	1,071
受託業務前受金の増減額 (△は減少)		3,329		2,080	11,910
前受金の増減額 (△は減少)		△1,389		△472	△2,094
負ののれん償却額		△236		△231	△473
その他		△95		56	△505
小計		△40,930		△48,613	65,187
利息の受取額		33		33	72
利息の支払額		△1,499		△1,842	△2,595
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)		△428		120	△2,366
営業活動によるキャッシュ・フロー	※2	△42,825	※2	△50,300	※2 60,298
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>					
有形固定資産の取得による支出		△3,076		△4,160	△7,796
有形固定資産の売却による収入		1,081		1	1,085
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入		1,927		—	1,927
その他		△116		△223	△412
投資活動によるキャッシュ・フロー		△184		△4,382	△5,196

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書	
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
財務活動によるキャッシュ・フロー						
道路建設関係長期借入れによる収入		25,348		14,208		99,784
道路建設関係社債発行による収入		9,894		9,929		30,153
長期借入れによる収入		5,000		—		5,000
長期借入金の返済による支出		△934		△927		△1,843
道路建設関係長期借入金の増減額 (△は減少)	※2	△5,265	※2	△4,800	※2	△190,405
その他		△51		△149		149
財務活動によるキャッシュ・フロー		33,992		18,260		△57,161
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△9,017		△36,423		△2,060
現金及び現金同等物の期首残高		51,061		49,001		51,061
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1	42,044	※1	12,577	※1	49,001



【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 17社 連結子会社の名称 トラスティーロード(株) ユニ(株) (株)エヌティジェー (株)トーフン (株)とうさい (株)エフイージー 横浜アールエス(株) ケイエス(株) 首都高パトロール(株) 首都高メンテナンス西東京(株) 首都高メンテナンス東東京(株) 首都高メンテナンス神奈川(株) 首都高電気メンテナンス(株) 首都高E T Cメンテナンス(株) 首都高道路サービス(株) 首都高保険サポート(株) 首都高パートナーズ(株)</p> <p>このうち、ユニ(株)、(株)エヌティジェー、(株)トーフン、(株)とうさい、(株)エフイージー、横浜アールエス(株)、ケイエス(株)及び首都高パトロール(株)については、当中間連結会計期間に株式を取得したことにより、連結子会社に含めることとしております。</p> <p>また、首都高メンテナンス西東京(株)、首都高メンテナンス東東京(株)、首都高メンテナンス神奈川(株)、首都高電気メンテナンス(株)及び首都高E T Cメンテナンス(株)については、当中間連結会計期間において新たに設立したことにより連結子会社に含めることとしております。</p>	<p>すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 15社 連結子会社の名称 首都高トールサービス西東京(株) 首都高トールサービス東東京(株) 首都高トールサービス神奈川(株) 首都高パトロール(株) 首都高カー・サポート(株) 首都高技術(株) 首都高メンテナンス西東京(株) 首都高メンテナンス東東京(株) 首都高メンテナンス神奈川(株) 首都高電気メンテナンス(株) 首都高E T Cメンテナンス(株) 首都高機械メンテナンス(株) 首都高道路サービス(株) 首都高保険サポート(株) 首都高パートナーズ(株)</p> <p>このうち、首都高カー・サポート(株)及び首都高技術(株)については、当中間連結会計期間において新たに設立したことにより連結子会社に含めることとしております。</p> <p>また、前連結会計年度において連結子会社であった、トラスティーロード(株)、ユニ(株)及び(株)エヌティジェーについては、吸収合併により首都高トールサービス西東京(株)（存続会社であるトラスティーロード(株)の商号を変更）として、(株)とうさい、(株)トーフン及び(株)エフイージーについては、吸収合併により首都高トールサービス東東京(株)（存続会社である(株)とうさいの商号を変更）として、ケイエス(株)及び横浜アールエス(株)については、吸収合併により首都高トールサービス神奈川(株)（存続会社であるケイエス(株)の商号を変更）として、それぞれ連結子会社に含めることとしております。</p>	<p>すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 18社 連結子会社の名称 トラスティーロード(株) ユニ(株) (株)エヌティジェー (株)トーフン (株)とうさい (株)エフイージー 横浜アールエス(株) ケイエス(株) 首都高パトロール(株) 首都高メンテナンス西東京(株) 首都高メンテナンス東東京(株) 首都高メンテナンス神奈川(株) 首都高電気メンテナンス(株) 首都高E T Cメンテナンス(株) 首都高機械メンテナンス(株) 首都高道路サービス(株) 首都高保険サポート(株) 首都高パートナーズ(株)</p> <p>このうち、ユニ(株)、(株)エヌティジェー、(株)トーフン、(株)とうさい、(株)エフイージー、横浜アールエス(株)、ケイエス(株)及び首都高パトロール(株)については、当連結会計年度に株式を取得したことにより、連結子会社に含めることとしております。</p> <p>また、首都高メンテナンス西東京(株)、首都高メンテナンス東東京(株)、首都高メンテナンス神奈川(株)、首都高電気メンテナンス(株)及び首都高機械メンテナンス(株)については、当連結会計年度において新たに設立したことにより連結子会社に含めることとしております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の関連会社数 0社 前連結会計年度において持分法適用会社であった、ユニ(株)、(株)エヌティジェー、(株)トーフン、(株)とうさい、(株)エフイージー、横浜アールエス(株)、ケイエス(株)、首都高パトロール(株)は株式取得により持株比率が増加したため、当中間連結会計期間より連結子会社としております。</p>	<p>持分法適用の関連会社数 0社 —————</p>	<p>持分法適用の関連会社数 0社 前連結会計年度において持分法適用会社であった、ユニ(株)、(株)エヌティジェー、(株)トーフン、(株)とうさい、(株)エフイージー、横浜アールエス(株)、ケイエス(株)、首都高パトロール(株)は株式取得により持株比率が増加したため、当連結会計年度より連結子会社としております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
3 連結子会社の中間決算日 (決算日) 等に関する事項	連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と同一であります。	同左	連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>(a) その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>② たな卸資産</p> <p>(a) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>(b) 貯蔵品 主に先入先出法による原価法によっております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>(a) その他有価証券 (時価のないもの) 同左</p> <p>② たな卸資産</p> <p>(a) 仕掛道路資産 同左</p> <p>(b) 貯蔵品 主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社及び連結子会社は、当中間連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、貯蔵品の評価基準及び評価方法に同会計基準を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>(a) その他有価証券 (時価のないもの) 同左</p> <p>② たな卸資産</p> <p>(a) 仕掛道路資産 同左</p> <p>(b) 貯蔵品 主に先入先出法による原価法によっております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																		
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>主として定額法を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>2年～51年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2年～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2年～17年</td> </tr> </table> <p>なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社及び連結子会社は、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年3月30日法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年3月30日政令第83号））に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間に亘り均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>③ _____</p>	建物	2年～51年	構築物	2年～45年	機械及び装置	2年～17年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>主として定額法を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>2年～51年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2年～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2年～17年</td> </tr> </table> <p>なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>_____</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び連結子会社は、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成20年4月30日法律第23号）及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」（平成20年4月30日財務省令第32号））に伴い、当中間連結会計期間より一部の有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同左</p> <p>③ リース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建物	2年～51年	構築物	2年～45年	機械及び装置	2年～17年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>主として定額法を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>2年～51年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2年～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2年～17年</td> </tr> </table> <p>なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社及び連結子会社は、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年3月30日法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年3月30日政令第83号））に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間に亘り均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>同左</p> <p>③ _____</p>	建物	2年～51年	構築物	2年～45年	機械及び装置	2年～17年
建物	2年～51年																				
構築物	2年～45年																				
機械及び装置	2年～17年																				
建物	2年～51年																				
構築物	2年～45年																				
機械及び装置	2年～17年																				
建物	2年～51年																				
構築物	2年～45年																				
機械及び装置	2年～17年																				

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>③ 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 回数券払戻引当金 同左</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース取引に関する会計基準の改正適用初年度開始前に取得した、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>③ 回数券払戻引当金 同左</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>① 完成工事高の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準によっております。</p> <p>工事に係る受託業務収入 工事完成基準によっております。</p> <p>② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>① 完成工事高の計上基準 道路資産完成高 同左</p> <p>工事に係る受託業務収入 同左</p> <p>② 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 完成工事高の計上基準 道路資産完成高 同左</p> <p>工事に係る受託業務収入 同左</p> <p>② 消費税等の会計処理 同左</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。	同左	同左

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
リース取引に関する会計基準	—————	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>	—————

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>前中間連結会計期間において、流動資産の「現金及び預金」として表示しておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」の改正（日本公認会計士協会 平成19年7月4日 会計制度委員会報告第14号）及び「中間連結財務諸表規則ガイドライン」の改正に伴い、当中間連結会計期間から「有価証券」として表示しております。なお、前中間連結会計期間における流動資産の「現金及び預金」に含まれる譲渡性預金は26,000百万円であります。</p> <p>前中間連結会計期間において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前払金」は、当中間連結会計期間において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の流動資産の「その他」に含まれる「前払金」は1,350百万円でありま</p> <p>す。</p> <p>前中間連結会計期間において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」は、当中間連結会計期間において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の流動負債の「その他」に含まれる「預り金」は113百万円でありま</p> <p>す。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において区分掲記していた営業外収益の「土地物件貸付料」（当中間連結会計期間41百万円）は、営業外収益の総額の100分の10以下であるため、当中間連結会計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>前中間連結会計期間において区分掲記していた営業外収益の「損害賠償金等」（当中間連結会計期間3百万円）は、営業外収益の総額の100分の10以下であるため、当中間連結会計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「前払金の増減額」は、当中間連結会計期間において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「前払金の増減額」は△1,080百万円でありま</p> <p>す。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「未収消費税等の増減額（△は増加）」に含めて表示しておりました「未払消費税等の増減額（△は減少）」は、当中間連結会計期間において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「未収消費税等の増減額（△は増加）」に含まれる「未払消費税等の増減額（△は減少）」は△16百万円でありま</p> <p>す。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 担保資産及び担保付債務</p> <p>(1) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債56,956百万円の一般担保に供しています。</p> <p>2 偶発債務</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務1,277,349百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、45,979百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が5,265百万円減少しております。これは、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債87,264百万円の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務979,619百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、198,156百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が4,800百万円減少しております。これは、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p> <p>※4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金額</p> <p style="text-align: right;">21百万円</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債77,285百万円の一般担保に供しています。</p> <p>2 偶発債務</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務1,048,319百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、197,108百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が190,405百万円減少しております。そのうち30,258百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る160,147百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p>



前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																																
<p>5 当座貸越契約</p> <p>当社及び連結子会社（トラスティード㈱、㈱エヌティジェー、首都高メンテナンス西東京㈱）においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <table> <tr><td>当座貸越極度額</td><td></td></tr> <tr><td>㈱みずほコーポレート銀行</td><td>8,000百万円</td></tr> <tr><td>㈱三菱東京UFJ銀行</td><td>4,500百万円</td></tr> <tr><td>㈱三井住友銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr><td>㈱横浜銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr><td>㈱みずほ銀行</td><td>230百万円</td></tr> <tr><td>借入実行残高</td><td>—</td></tr> <tr><td>差引額</td><td>20,730百万円</td></tr> </table>	当座貸越極度額		㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	4,500百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	㈱みずほ銀行	230百万円	借入実行残高	—	差引額	20,730百万円	<p>5 当座貸越契約</p> <p>当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <table> <tr><td>当座貸越極度額</td><td></td></tr> <tr><td>㈱みずほコーポレート銀行</td><td>8,000百万円</td></tr> <tr><td>㈱三菱東京UFJ銀行</td><td>5,500百万円</td></tr> <tr><td>㈱三井住友銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr><td>㈱横浜銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr><td>㈱みずほ銀行</td><td>500百万円</td></tr> <tr><td>借入実行残高</td><td>150百万円</td></tr> <tr><td>差引額</td><td>21,850百万円</td></tr> </table>	当座貸越極度額		㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	5,500百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	㈱みずほ銀行	500百万円	借入実行残高	150百万円	差引額	21,850百万円	<p>5 当座貸越契約</p> <p>当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <table> <tr><td>当座貸越極度額</td><td></td></tr> <tr><td>㈱みずほコーポレート銀行</td><td>8,000百万円</td></tr> <tr><td>㈱三菱東京UFJ銀行</td><td>5,000百万円</td></tr> <tr><td>㈱三井住友銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr><td>㈱横浜銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr><td>㈱みずほ銀行</td><td>730百万円</td></tr> <tr><td>借入実行残高</td><td>250百万円</td></tr> <tr><td>差引額</td><td>21,480百万円</td></tr> </table>	当座貸越極度額		㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	5,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	㈱みずほ銀行	730百万円	借入実行残高	250百万円	差引額	21,480百万円
当座貸越極度額																																																		
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																																	
㈱三菱東京UFJ銀行	4,500百万円																																																	
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																																	
㈱横浜銀行	4,000百万円																																																	
㈱みずほ銀行	230百万円																																																	
借入実行残高	—																																																	
差引額	20,730百万円																																																	
当座貸越極度額																																																		
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																																	
㈱三菱東京UFJ銀行	5,500百万円																																																	
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																																	
㈱横浜銀行	4,000百万円																																																	
㈱みずほ銀行	500百万円																																																	
借入実行残高	150百万円																																																	
差引額	21,850百万円																																																	
当座貸越極度額																																																		
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																																	
㈱三菱東京UFJ銀行	5,000百万円																																																	
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																																	
㈱横浜銀行	4,000百万円																																																	
㈱みずほ銀行	730百万円																																																	
借入実行残高	250百万円																																																	
差引額	21,480百万円																																																	

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																										
<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr><td>給料手当</td><td>1,062百万円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>532百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>364百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>362百万円</td></tr> </table> <p>※2 固定資産売却益</p> <table> <tr><td>土地等</td><td>408百万円</td></tr> </table> <p>※4 特別損失</p> <table> <tr><td>東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金</td><td>500百万円</td></tr> </table>	給料手当	1,062百万円	広告宣伝費	532百万円	退職給付費用	364百万円	賞与引当金繰入額	362百万円	土地等	408百万円	東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金	500百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr><td>給料手当</td><td>1,072百万円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td>634百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>485百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>267百万円</td></tr> </table> <p>※2 固定資産売却益</p> <table> <tr><td>休憩所施設の土地建物等に係る売却益</td><td>408百万円</td></tr> </table> <p>※3 前期損益修正益</p> <table> <tr><td>修正申告に伴う固定資産等の調整益</td><td>442百万円</td></tr> </table> <p>※4 特別損失</p> <table> <tr><td>東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金</td><td>500百万円</td></tr> </table>	給料手当	1,072百万円	業務委託費	634百万円	退職給付費用	485百万円	賞与引当金繰入額	267百万円	休憩所施設の土地建物等に係る売却益	408百万円	修正申告に伴う固定資産等の調整益	442百万円	東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金	500百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr><td>広告宣伝費</td><td>2,209百万円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td>2,107百万円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td>1,952百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>713百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>471百万円</td></tr> </table> <p>※2 固定資産売却益</p> <table> <tr><td>休憩所施設の土地建物等に係る売却益</td><td>408百万円</td></tr> </table> <p>※3 前期損益修正益</p> <table> <tr><td>修正申告に伴う固定資産等の調整益</td><td>442百万円</td></tr> </table> <p>※4 特別損失</p> <table> <tr><td>東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金</td><td>500百万円</td></tr> </table>	広告宣伝費	2,209百万円	給料手当	2,107百万円	業務委託費	1,952百万円	退職給付費用	713百万円	賞与引当金繰入額	471百万円	休憩所施設の土地建物等に係る売却益	408百万円	修正申告に伴う固定資産等の調整益	442百万円	東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金	500百万円
給料手当	1,062百万円																																											
広告宣伝費	532百万円																																											
退職給付費用	364百万円																																											
賞与引当金繰入額	362百万円																																											
土地等	408百万円																																											
東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金	500百万円																																											
給料手当	1,072百万円																																											
業務委託費	634百万円																																											
退職給付費用	485百万円																																											
賞与引当金繰入額	267百万円																																											
休憩所施設の土地建物等に係る売却益	408百万円																																											
修正申告に伴う固定資産等の調整益	442百万円																																											
東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金	500百万円																																											
広告宣伝費	2,209百万円																																											
給料手当	2,107百万円																																											
業務委託費	1,952百万円																																											
退職給付費用	713百万円																																											
賞与引当金繰入額	471百万円																																											
休憩所施設の土地建物等に係る売却益	408百万円																																											
修正申告に伴う固定資産等の調整益	442百万円																																											
東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金	500百万円																																											

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期 間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期 間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																				
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>12,044百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>30,000百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>42,044百万円</td> </tr> </table> <p>※2 財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の減少額」5,265百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産4,948百万円が仕掛道路資産の増減額△25,298百万円に含まれております。</p>	現金及び預金勘定	12,044百万円	有価証券勘定	30,000百万円	現金及び現金同等物	42,044百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>10,147百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>△70百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>2,500百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>12,577百万円</td> </tr> </table> <p>※2 財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額(△は減少)」△4,800百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産4,370百万円が仕掛道路資産の増減額(△は増加)△35,573百万円に含まれております。</p>	現金及び預金勘定	10,147百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△70百万円	有価証券勘定	2,500百万円	現金及び現金同等物	12,577百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>14,001百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>35,000百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>49,001百万円</td> </tr> </table> <p>※2 財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の減少額」190,405百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産182,814百万円が仕掛道路資産の増減額59,709百万円に含まれております。</p>	現金及び預金勘定	14,001百万円	有価証券勘定	35,000百万円	現金及び現金同等物	49,001百万円
現金及び預金勘定	12,044百万円																					
有価証券勘定	30,000百万円																					
現金及び現金同等物	42,044百万円																					
現金及び預金勘定	10,147百万円																					
預入期間が3か月を超える定期預金	△70百万円																					
有価証券勘定	2,500百万円																					
現金及び現金同等物	12,577百万円																					
現金及び預金勘定	14,001百万円																					
有価証券勘定	35,000百万円																					
現金及び現金同等物	49,001百万円																					

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)				前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				(借主側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 標識車、高所作業車(車両運搬具)及び事務用機器(工具、器具及び備品)です。 ② リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載しております。 (2) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引  (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械及び装置	17	3	14	機械及び装置	17	7	10	機械及び装置	17	5	12
車両運搬具	106	15	91	車両運搬具	92	29	63	車両運搬具	92	19	72
工具、器具及び備品	354	120	234	工具、器具及び備品	450	211	238	工具、器具及び備品	453	161	292
無形固定資産	94	27	66	無形固定資産	135	53	82	無形固定資産	135	38	97
合計	573	166	406	合計	696	301	394	合計	700	224	475
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 137百万円 1年超 268百万円 合計 406百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				(注) 同左  (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 160百万円 1年超 234百万円 合計 394百万円 (注) 同左				(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 160百万円 1年超 314百万円 合計 475百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																				
<p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 60百万円 減価償却費相当額 60百万円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>195,453百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>11,660,553百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,856,006百万円</td></tr> </table> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>36百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>53百万円</td></tr> </table> <p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。</p> <p>3. 平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理しましたが、この額は反映されております。</p>	1年内	195,453百万円	1年超	11,660,553百万円	合計	11,856,006百万円	1年内	16百万円	1年超	36百万円	合計	53百万円	<p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 80百万円 減価償却費相当額 80百万円</p> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>206,675百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>11,453,878百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,660,553百万円</td></tr> </table> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>43百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>66百万円</td></tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 同左</p>	1年内	206,675百万円	1年超	11,453,878百万円	合計	11,660,553百万円	1年内	22百万円	1年超	43百万円	合計	66百万円	<p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 126百万円 減価償却費相当額 126百万円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>197,440百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>11,561,832百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,759,273百万円</td></tr> </table> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>18百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>40百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>58百万円</td></tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 同左</p>	1年内	197,440百万円	1年超	11,561,832百万円	合計	11,759,273百万円	1年内	18百万円	1年超	40百万円	合計	58百万円
1年内	195,453百万円																																					
1年超	11,660,553百万円																																					
合計	11,856,006百万円																																					
1年内	16百万円																																					
1年超	36百万円																																					
合計	53百万円																																					
1年内	206,675百万円																																					
1年超	11,453,878百万円																																					
合計	11,660,553百万円																																					
1年内	22百万円																																					
1年超	43百万円																																					
合計	66百万円																																					
1年内	197,440百万円																																					
1年超	11,561,832百万円																																					
合計	11,759,273百万円																																					
1年内	18百万円																																					
1年超	40百万円																																					
合計	58百万円																																					

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

その他有価証券

譲渡性預金 30,000百万円

(注) 譲渡性預金は、当中間連結会計期間末より、中間連結貸借対照表において「有価証券」として表示しております。前中間連結会計期間末は、中間連結貸借対照表において「現金及び預金」に含めて表示しております。

当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)

時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

その他有価証券

譲渡性預金 2,500百万円

前連結会計年度末 (平成20年3月31日)

1 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)  
売却損益の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 時価評価されていない有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

その他有価証券

譲渡性預金 35,000百万円

3 その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

1年以内

(百万円)

---

譲渡性預金 35,000

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

(企業結合関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																						
	<p>1 共通支配下の取引等</p> <p>(1) 企業結合の概要</p> <p>① 結合当事企業の名称及び結合後企業の名称</p> <table border="1" data-bbox="592 334 1019 926"> <thead> <tr> <th colspan="2">結合当事企業の名称</th> <th>結合後企業の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>存続会社</td> <td>トラスティ ロード(株)</td> <td rowspan="3">首都高トール サービス西東京(株)</td> </tr> <tr> <td>消滅会社</td> <td>ユニ(株)</td> </tr> <tr> <td>消滅会社</td> <td>(株)エステ ジェー</td> </tr> <tr> <td>存続会社</td> <td>(株)とうさい</td> <td rowspan="3">首都高トール サービス東東京(株)</td> </tr> <tr> <td>消滅会社</td> <td>(株)トーフン</td> </tr> <tr> <td>消滅会社</td> <td>(株)エフイー ジー</td> </tr> <tr> <td>存続会社</td> <td>ケイエス(株)</td> <td rowspan="2">首都高トール サービス神奈川(株)</td> </tr> <tr> <td>消滅会社</td> <td>横浜アール エス(株)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 企業結合の対象となった事業の内容 高速道路の料金收受業務</p> <p>③ 企業結合の法的形式 存続会社による吸収合併</p> <p>④ 企業結合日 平成20年7月1日</p> <p>⑤ 取引の概要 高速道路の料金收受業務を効率的に実施することを目的として、合併を行っております。</p> <p>(2) 実施した会計処理の概要 「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p>	結合当事企業の名称		結合後企業の名称	存続会社	トラスティ ロード(株)	首都高トール サービス西東京(株)	消滅会社	ユニ(株)	消滅会社	(株)エステ ジェー	存続会社	(株)とうさい	首都高トール サービス東東京(株)	消滅会社	(株)トーフン	消滅会社	(株)エフイー ジー	存続会社	ケイエス(株)	首都高トール サービス神奈川(株)	消滅会社	横浜アール エス(株)	
結合当事企業の名称		結合後企業の名称																						
存続会社	トラスティ ロード(株)	首都高トール サービス西東京(株)																						
消滅会社	ユニ(株)																							
消滅会社	(株)エステ ジェー																							
存続会社	(株)とうさい	首都高トール サービス東東京(株)																						
消滅会社	(株)トーフン																							
消滅会社	(株)エフイー ジー																							
存続会社	ケイエス(株)	首都高トール サービス神奈川(株)																						
消滅会社	横浜アール エス(株)																							



(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	高速道路 事業 (百万円)	駐車場事 業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	132,379	1,417	253	370	134,420	—	134,420
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	0	—	—	64	64	(64)	—
計	132,379	1,417	253	434	134,485	(64)	134,420
営業費用	127,168	1,102	260	342	128,874	(64)	128,810
営業利益又は営業損失(△)	5,211	315	△7	91	5,610	—	5,610

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	高速道路 事業 (百万円)	駐車場事 業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	128,090	1,403	5	382	129,881	—	129,881
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	0	3	—	77	81	(81)	—
計	128,090	1,406	5	459	129,962	(81)	129,881
営業費用	127,725	1,120	30	378	129,255	(79)	129,176
営業利益又は営業損失（△）	364	286	△24	80	706	(1)	705

- (注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。  
2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	高速道路 事業 (百万円)	駐車場事 業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	438,672	2,857	2,580	800	444,910	—	444,910
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	0	—	—	123	123	(123)	—
計	438,672	2,857	2,580	923	445,033	(123)	444,910
営業費用	436,883	2,288	2,583	733	442,488	(123)	442,365
営業利益又は営業損失（△）	1,789	568	△2	189	2,544	—	2,544

- (注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。  
2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のいずれにおいても、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のいずれにおいても、海外売上高がないため、該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,163.64円 1株当たり中間純利益 金額 120.74円	1株当たり純資産額 1,138.28円 1株当たり中間純利益 金額 19.91円	1株当たり純資産額 1,118.37円 1株当たり当期純利益 金額 75.47円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
中間(当期)純利益金額(百万円)	3,260	537	2,037
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益金額 (百万円)	3,260	537	2,037
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,000	27,000	27,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計金額(百万円)	31,865	31,221	30,625
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	447	488	429
(うち少数株主持分)	(447)	(488)	(429)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資 産額(百万円)	31,418	30,733	30,196
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数 (千株)	27,000	27,000	27,000

## (重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>1 多額な社債の発行</p> <p>当社は、平成20年3月19日開催の取締役会の決議（社債（政府保証なし）200億円以内）に基づき、平成20年10月1日以降、以下の条件で社債（政府保証なし）を発行しました。</p> <p>区分 首都高速道路株式会社第3回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）</p> <p>発行総額 金200億円</p> <p>利率 年1.23パーセント</p> <p>償還方法 満期一括</p> <p>発行価額 額面100円につき金99円98銭</p> <p>払込期日 平成20年10月14日</p> <p>償還期日 平成25年9月20日</p> <p>担保 一般担保</p> <p>資金の使途 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当</p> <p>その他 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</p>	<p>1 多額な社債の発行</p> <p>当社は、平成20年3月19日開催の取締役会の決議（政府保証債185億円以内）に基づき、平成20年4月1日以降、以下の条件で社債（政府保証債）を発行しました。</p> <p>区分 政府保証第6回首都高速道路株式会社債券</p> <p>発行総額 金100億円</p> <p>利率 年1.7パーセント</p> <p>償還方法 満期一括</p> <p>発行価額 額面100円につき金99円60銭</p> <p>払込期日 平成20年5月28日</p> <p>償還期日 平成30年5月28日</p> <p>担保 一般担保</p> <p>資金の使途 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当</p> <p>その他 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>2 重要な子会社等の設立について</p> <p>当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、首都高速道路の安全・円滑なサービスの提供に不可欠な維持修繕業務のうち、道路構造物の点検に係る業務を行う子会社として、首都高技術㈱を新たに設立することを決議し、6月6日に設立しました。7月1日の営業開始に向け準備を進めています。</p> <p>新設会社の概要は次のとおりです。</p> <p>(1) 設立した会社の名称 首都高技術㈱</p> <p>① 設立した会社の事業内容、規模</p> <p>事業内容 維持修繕業務（構造物点検）</p> <p>資本金 40百万円</p> <p>② 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率</p> <p>取得した株式の数 800株 取得価額 40百万円 取得後の持分比率 100.0%</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】  
 (1) 【中間財務諸表】  
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
流動資産			
現金及び預金	8,211	5,976	10,232
高速道路事業営業未収入金	20,742	19,217	22,531
未収入金	65	52	1,662
短期貸付金	303	1,221	340
有価証券	30,000	2,500	35,000
仕掛道路資産	368,344	320,365	284,336
貯蔵品	401	250	210
受託業務前払金	25,201	31,569	28,626
前払金	1,995	686	608
前払費用	500	528	146
その他	1,997	1,631	361
貸倒引当金	△129	△137	△155
流動資産合計	457,634	383,863	383,901
固定資産			
高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	858	919	905
減価償却累計額	△94	△142	△117
建物（純額）	764	777	788
構築物	16,955	※4 17,645	17,469
減価償却累計額	△1,375	△2,138	△1,737
構築物（純額）	15,579	15,506	15,731
機械及び装置	27,000	30,234	29,642
減価償却累計額	△4,145	△6,550	△5,311
機械及び装置（純額）	22,854	23,683	24,331
車両運搬具	782	994	994
減価償却累計額	△265	△397	△310
車両運搬具（純額）	517	596	684
工具、器具及び備品	76	115	111
減価償却累計額	△44	△63	△52
工具、器具及び備品（純額）	32	52	58
土地	268	268	268
建設仮勘定	818	4,270	3,141
有形固定資産合計	40,836	45,155	45,005
無形固定資産	844	740	797
高速道路事業固定資産合計	41,680	45,895	45,803

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>関連事業固定資産</b>			
有形固定資産			
建物	5,069	5,119	5,119
減価償却累計額	△834	△1,262	△1,044
建物(純額)	4,235	3,857	4,075
構築物	2	2	2
減価償却累計額	△0	△1	△1
構築物(純額)	1	1	1
機械及び装置	65	—	109
減価償却累計額	△36	—	△41
機械及び装置(純額)	28	—	67
工具、器具及び備品	2	111	2
減価償却累計額	△0	△51	△1
工具、器具及び備品(純額)	1	60	1
土地	375	375	375
建設仮勘定	0	—	—
有形固定資産合計	4,642	4,293	4,520
関連事業固定資産合計	※6 4,642	※6 4,293	※6 4,520
<b>各事業共用固定資産</b>			
有形固定資産			
建物	4,901	4,999	4,959
減価償却累計額	△542	△806	△673
建物(純額)	4,359	4,193	4,286
構築物	25	25	25
減価償却累計額	△8	△11	△9
構築物(純額)	17	14	16
機械及び装置	5	2	2
減価償却累計額	△3	△1	△0
機械及び装置(純額)	2	1	1
車両運搬具	19	48	48
減価償却累計額	△8	△15	△11
車両運搬具(純額)	11	32	36
工具、器具及び備品	135	135	138
減価償却累計額	△65	△75	△65
工具、器具及び備品(純額)	69	59	72
土地	7,372	7,372	7,372
建設仮勘定	10	92	67
有形固定資産合計	11,842	11,766	11,852
無形固定資産			
ソフトウェア	1,003	926	1,084
その他	21	19	20
無形固定資産合計	1,024	946	1,104
各事業共用固定資産合計	12,867	12,712	12,957



(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
その他の固定資産			
有形固定資産			
土地	0	0	0
有形固定資産合計	0	0	0
その他の固定資産合計	0	0	0
投資その他の資産			
関係会社株式	1,034	1,114	1,074
破産更生債権等	3	3	3
敷金	734	757	742
その他の投資等	63	35	64
貸倒引当金	△3	△3	△3
投資その他の資産合計	1,832	1,907	1,880
固定資産合計	61,022	64,809	65,161
繰延資産			
道路建設関係社債発行費	5	—	—
繰延資産合計	5	—	—
資産合計	※1 518,662	※1 448,672	※1 449,063
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	21,106	19,817	38,488
1年以内返済予定長期借入金	31,874	8,667	20,569
未払金	1,241	626	3,384
未払費用	410	292	237
未払法人税等	2,485	385	72
預り金	1,384	535	288
受託業務前受金	32,720	43,382	41,302
前受金	2,838	1,661	2,134
前受収益	412	423	280
賞与引当金	920	930	822
回数券払戻引当金	48	7	24
その他	0	0	0
流動負債合計	95,445	76,730	107,605
固定負債			
道路建設関係社債	※1 56,956	※1 87,264	※1 77,285
道路建設関係長期借入金	※3 296,063	※3 218,688	※3 196,664
その他の長期借入金	9,715	7,384	8,907
退職給付引当金	29,566	29,518	29,576
役員退職慰労引当金	24	25	31
固定負債合計	392,325	342,881	312,464
負債合計	487,770	419,611	420,070
純資産の部			
株主資本			
資本金	13,500	13,500	13,500

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資本剰余金			
資本準備金	13,500	13,500	13,500
資本剰余金合計	13,500	13,500	13,500
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	1,006	1,780	1,006
繰越利益剰余金	2,884	280	985
利益剰余金合計	3,891	2,061	1,992
株主資本合計	30,891	29,061	28,992
純資産合計	30,891	29,061	28,992
負債・純資産合計	518,662	448,672	449,063

## ②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>高速道路事業営業損益</b>			
営業収益			
料金収入	124,203	121,801	249,299
道路資産完成高	4,948	4,370	182,814
その他の売上高	3,218	1,862	6,523
営業収益合計	132,370	128,034	438,637
営業費用			
道路資産賃借料	96,731	98,720	193,464
道路資産完成原価	4,948	4,370	182,814
管理費用	25,667	24,853	61,360
営業費用合計	127,347	127,943	437,639
高速道路事業営業利益	5,022	91	997
<b>関連事業営業損益</b>			
営業収益			
駐車場事業収入	903	904	1,804
休憩所等事業収入	33	33	69
高架下事業収入	33	33	66
受託業務事業収入	253	5	2,581
営業収益合計	1,223	978	4,521
営業費用			
駐車場事業費	742	779	1,582
休憩所等事業費	25	25	52
高架下事業費	13	11	28
受託業務事業費	260	27	2,581
営業費用合計	1,042	844	4,245
関連事業営業利益	※1 180	※1 133	※1 276
全事業営業利益	5,203	224	1,274
営業外収益			
受取利息	32	4	67
有価証券利息	—	26	—
土地物件貸付料	—	—	80
損害賠償金	—	—	39
雑収入	89	81	54
営業外収益合計	121	112	242
営業外費用			
支払利息	89	94	195
回数券払戻引当金繰入額	—	—	36
雑損失	31	11	34
営業外費用合計	121	105	266
経常利益	5,204	231	1,250
特別利益	※2 408	—	※2, ※3 850
特別損失	※4 500	—	※4 500
税引前中間純利益	5,112	231	1,601
法人税、住民税及び事業税	2,228	163	90
過年度法人税、住民税及び事業税	—	—	524
法人税等合計	2,228	163	615
中間純利益	2,884	68	985

## ③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度の 要約株主資本等 変動計算書
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
<b>株主資本</b>					
資本金					
前期末残高	13,500	13,500	13,500		13,500
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500		13,500
資本剰余金					
資本準備金					
前期末残高	13,500	13,500	13,500		13,500
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500		13,500
資本剰余金合計					
前期末残高	13,500	13,500	13,500		13,500
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500		13,500
利益剰余金					
その他利益剰余金					
別途積立金					
前期末残高	—	1,006	—		—
当中間期変動額					
別途積立金の積立	1,006	774	1,006		1,006
当中間期変動額合計	1,006	774	1,006		1,006
当中間期末残高	1,006	1,780	1,006		1,006
繰越利益剰余金					
前期末残高	1,006	985	1,006		1,006
当中間期変動額					
別途積立金の積立	△1,006	△774	△1,006		△1,006
中間純利益	2,884	68	2,884		985
当中間期変動額合計	1,877	△705	1,877		△20
当中間期末残高	2,884	280	2,884		985
利益剰余金合計					
前期末残高	1,006	1,992	1,006		1,006
当中間期変動額					
別途積立金の積立	—	—	—		—
中間純利益	2,884	68	2,884		985
当中間期変動額合計	2,884	68	2,884		985
当中間期末残高	3,891	2,061	3,891		1,992
株主資本合計					
前期末残高	28,006	28,992	28,006		28,006
当中間期変動額					
中間純利益	2,884	68	2,884		985
当中間期変動額合計	2,884	68	2,884		985
当中間期末残高	30,891	29,061	30,891		28,992

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 要約株主資本等 変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	28,006	28,992	28,006
当中間期変動額			
中間純利益	2,884	68	985
当中間期変動額合計	2,884	68	985
当中間期末残高	30,891	29,061	28,992

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>② その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>② 貯蔵品 主に先入先出法による原価法によっております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券 (時価のないもの) 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 同左</p> <p>② 貯蔵品 主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当中間会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、貯蔵品の評価基準及び評価方法に同会計基準を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券 (時価のないもの) 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 同左</p> <p>② 貯蔵品 主に先入先出法による原価法によっております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																		
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>2～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2～17年</td> </tr> </table> <p>なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年3月30日法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年3月30日政令第83号））に伴い、当中間会計期間より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間に亘り均等償却し、減価償却費に含めて計上することとしております。</p> <p>なお、当中間会計期間においては、前事業年度末に取得価額の5%に到達した資産がないため、これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	建物	2～50年	構築物	2～45年	機械及び装置	2～17年	<p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>2～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2～17年</td> </tr> </table> <p>なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>—————</p> <p>(追加情報) 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成20年4月30日法律第23号）及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」（平成20年4月30日財務省令第32号））に伴い、当中間会計期間より一部の有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	建物	2～50年	構築物	2～45年	機械及び装置	2～17年	<p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>2～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2～17年</td> </tr> </table> <p>なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年3月30日法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年3月30日政令第83号））に伴い、当事業年度より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間に亘り均等償却し、減価償却費に含めて計上することとしております。</p> <p>なお、当事業年度においては、前事業年度末に取得価額の5%に到達した資産がないため、これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	建物	2～50年	構築物	2～45年	機械及び装置	2～17年
建物	2～50年																				
構築物	2～45年																				
機械及び装置	2～17年																				
建物	2～50年																				
構築物	2～45年																				
機械及び装置	2～17年																				
建物	2～50年																				
構築物	2～45年																				
機械及び装置	2～17年																				

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	リース取引に関する会計基準の改正適用初年度開始前に取得した、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5 その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 完成工事高の計上基準</p> <p>① 道路資産完成高 工事完成基準によっております。</p> <p>② 工事に係る受託業務収入 工事完成基準によっております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 完成工事高の計上基準</p> <p>① 道路資産完成高 同左</p> <p>② 工事に係る受託業務収入 同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(1) 完成工事高の計上基準</p> <p>① 道路資産完成高 同左</p> <p>② 工事に係る受託業務収入 同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p>



【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
リース取引に関する会計基準	—————	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によることとしております。</p> <p>当中間会計期間においては、該当するリース取引がないため、これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>	—————

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>前中間会計期間において、流動資産の「現金及び預金」として表示しておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」の改正（日本公認会計士協会平成19年7月4日 会計制度委員会報告第14号）及び「中間財務諸表等規則ガイドライン」の改正に伴い、当中間会計期間から「有価証券」として表示しております。なお、前中間会計期間における流動資産の「現金及び預金」に含まれる譲渡性預金は26,000百万円でありませす。</p> <p>前中間会計期間において流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」は、当中間会計期間において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前中間会計期間の流動負債の「その他」に含まれる「預り金」は109百万円であります。</p> <p>(中間損益計算書関係)</p> <p>前中間会計期間において区分掲記していた営業外収益の「土地物件貸付料」は、当中間会計期間において営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。</p> <p>前中間会計期間において区分掲記していた営業外収益の「損害賠償金等」は、当中間会計期間において営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 担保資産及び担保付債務            高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債56,956百万円の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務            独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務1,277,349百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、45,979百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け            独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が5,265百万円減少しております。これは、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務            高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債87,264百万円の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務            独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務979,619百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、198,156百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け            独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が4,800百万円減少しております。これは、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p> <p>※4 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担金額            21百万円</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務            高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債77,285百万円の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務            独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務1,048,319百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、197,108百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け            独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が190,405百万円減少しております。そのうち30,258百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る160,147百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)																																				
<p>5 当座貸越契約 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額</p> <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三菱東京UFJ銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	借入実行残高	—	差引額	20,000百万円	<p>5 当座貸越契約 同左</p> <p>当座貸越極度額</p> <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三菱東京UFJ銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	借入実行残高	—	差引額	20,000百万円	<p>5 当座貸越契約 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額</p> <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三菱東京UFJ銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	借入実行残高	—	差引額	20,000百万円
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																					
㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円																																					
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																					
㈱横浜銀行	4,000百万円																																					
借入実行残高	—																																					
差引額	20,000百万円																																					
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																					
㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円																																					
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																					
㈱横浜銀行	4,000百万円																																					
借入実行残高	—																																					
差引額	20,000百万円																																					
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																					
㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円																																					
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																					
㈱横浜銀行	4,000百万円																																					
借入実行残高	—																																					
差引額	20,000百万円																																					
<p>※6 関連事業固定資産内訳</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <table> <tr> <td>駐車場事業</td> <td>4,155百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業</td> <td>470百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,642百万円</td> </tr> </table>	駐車場事業	4,155百万円	休憩所等事業	470百万円	高架下事業	16百万円	有形固定資産	4,642百万円	<p>※6 関連事業固定資産内訳</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <table> <tr> <td>駐車場事業</td> <td>3,812百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業</td> <td>468百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,293百万円</td> </tr> </table>	駐車場事業	3,812百万円	休憩所等事業	468百万円	高架下事業	12百万円	有形固定資産	4,293百万円	<p>※6 関連事業固定資産内訳</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <table> <tr> <td>駐車場事業</td> <td>4,035百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業</td> <td>469百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,520百万円</td> </tr> </table>	駐車場事業	4,035百万円	休憩所等事業	469百万円	高架下事業	14百万円	有形固定資産	4,520百万円												
駐車場事業	4,155百万円																																					
休憩所等事業	470百万円																																					
高架下事業	16百万円																																					
有形固定資産	4,642百万円																																					
駐車場事業	3,812百万円																																					
休憩所等事業	468百万円																																					
高架下事業	12百万円																																					
有形固定資産	4,293百万円																																					
駐車場事業	4,035百万円																																					
休憩所等事業	469百万円																																					
高架下事業	14百万円																																					
有形固定資産	4,520百万円																																					

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																														
<p>※1 関連事業営業利益又は営業損失の内訳</p> <table> <tr> <td>駐車場事業営業利益</td> <td>160百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業営業利益</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業営業利益</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>受託業務事業営業損失</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>関連事業営業利益</td> <td>180百万円</td> </tr> </table>	駐車場事業営業利益	160百万円	休憩所等事業営業利益	8百万円	高架下事業営業利益	19百万円	受託業務事業営業損失	7百万円	関連事業営業利益	180百万円	<p>※1 関連事業営業利益又は営業損失の内訳</p> <table> <tr> <td>駐車場事業営業利益</td> <td>125百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業営業利益</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業営業利益</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>受託業務事業営業損失</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>関連事業営業利益</td> <td>133百万円</td> </tr> </table>	駐車場事業営業利益	125百万円	休憩所等事業営業利益	8百万円	高架下事業営業利益	21百万円	受託業務事業営業損失	22百万円	関連事業営業利益	133百万円	<p>※1 関連事業営業利益の内訳</p> <table> <tr> <td>駐車場事業営業利益</td> <td>222百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業営業利益</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業営業利益</td> <td>37百万円</td> </tr> <tr> <td>受託業務事業営業損失</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>関連事業営業利益</td> <td>276百万円</td> </tr> </table>	駐車場事業営業利益	222百万円	休憩所等事業営業利益	16百万円	高架下事業営業利益	37百万円	受託業務事業営業損失	0百万円	関連事業営業利益	276百万円
駐車場事業営業利益	160百万円																															
休憩所等事業営業利益	8百万円																															
高架下事業営業利益	19百万円																															
受託業務事業営業損失	7百万円																															
関連事業営業利益	180百万円																															
駐車場事業営業利益	125百万円																															
休憩所等事業営業利益	8百万円																															
高架下事業営業利益	21百万円																															
受託業務事業営業損失	22百万円																															
関連事業営業利益	133百万円																															
駐車場事業営業利益	222百万円																															
休憩所等事業営業利益	16百万円																															
高架下事業営業利益	37百万円																															
受託業務事業営業損失	0百万円																															
関連事業営業利益	276百万円																															
<p>※2 固定資産売却益</p> <table> <tr> <td>土地等</td> <td>408百万円</td> </tr> </table>	土地等	408百万円	<p>—————</p>	<p>※2 固定資産売却益</p> <table> <tr> <td>休憩所施設の土地建物等に係る売却益</td> <td>408百万円</td> </tr> </table>	休憩所施設の土地建物等に係る売却益	408百万円																										
土地等	408百万円																															
休憩所施設の土地建物等に係る売却益	408百万円																															
<p>—————</p>	<p>—————</p>	<p>※3 前期損益修正益</p> <table> <tr> <td>修正申告に伴う固定資産等の調整益</td> <td>442百万円</td> </tr> </table>	修正申告に伴う固定資産等の調整益	442百万円																												
修正申告に伴う固定資産等の調整益	442百万円																															
<p>※4 特別損失</p> <table> <tr> <td>東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金</td> <td>500百万円</td> </tr> </table>	東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金	500百万円	<p>—————</p>	<p>※4 特別損失</p> <table> <tr> <td>東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金</td> <td>500百万円</td> </tr> </table>	東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金	500百万円																										
東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金	500百万円																															
東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金	500百万円																															
<p>5 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,024百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>258百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	2,024百万円	無形固定資産	258百万円	<p>5 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,151百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>305百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	2,151百万円	無形固定資産	305百万円	<p>5 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>4,089百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>555百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	4,089百万円	無形固定資産	555百万円																		
有形固定資産	2,024百万円																															
無形固定資産	258百万円																															
有形固定資産	2,151百万円																															
無形固定資産	305百万円																															
有形固定資産	4,089百万円																															
無形固定資産	555百万円																															

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末のいずれにおいても、自己株式を保有していないため該当事項はありません。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)				前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				(借主側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引  (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械及び装置	5	0	4	機械及び装置	5	2	3	機械及び装置	5	1	3
工具、器具及び備品	297	103	193	工具、器具及び備品	389	191	198	工具、器具及び備品	389	144	245
無形固定資産	48	12	36	無形固定資産	92	29	63	無形固定資産	92	19	73
合計	351	117	234	合計	487	222	264	合計	487	164	322
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 86百万円 1年超 147百万円 合計 234百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 42百万円 減価償却費相当額 42百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(注) 同左  ② 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 115百万円 1年超 148百万円 合計 264百万円 (注) 同左  ③ 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 57百万円 減価償却費相当額 57百万円 ④ 減価償却費相当額の算定方法 同左				(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 115百万円 1年超 206百万円 合計 322百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 90百万円 減価償却費相当額 90百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>																		
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>195,453百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>11,660,553百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,856,006百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとなっております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとなっております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。</p> <p>3. 平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理しましたが、この額は反映させておりません。</p>	1年内	195,453百万円	1年超	11,660,553百万円	合計	11,856,006百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>206,675百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>11,453,878百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,660,553百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 同左</p>	1年内	206,675百万円	1年超	11,453,878百万円	合計	11,660,553百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>197,440百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>11,561,832百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,759,273百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 同左</p>	1年内	197,440百万円	1年超	11,561,832百万円	合計	11,759,273百万円
1年内	195,453百万円																			
1年超	11,660,553百万円																			
合計	11,856,006百万円																			
1年内	206,675百万円																			
1年超	11,453,878百万円																			
合計	11,660,553百万円																			
1年内	197,440百万円																			
1年超	11,561,832百万円																			
合計	11,759,273百万円																			

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	1 共通支配下の取引等 中間連結財務諸表「注記事項(企業結合関係)」に記載しているため、注記を省略しております。	

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,144.11円 1株当たり中間純利益 金額 106.82円	1株当たり純資産額 1,076.33円 1株当たり中間純利益 金額 2.53円	1株当たり純資産額 1,073.80円 1株当たり当期純利益 金額 36.51円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
損益計算書上の中間(当期)純利益金額 (百万円)	2,884	68	985
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益金額 (百万円)	2,884	68	985
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,000	27,000	27,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計金額(百万円)	30,891	29,061	28,992
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	30,891	29,061	28,992
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数 (千株)	27,000	27,000	27,000

## (重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>1 多額な社債の発行</p> <p>当社は、平成20年3月19日開催の取締役会の決議（社債（政府保証なし）200億円以内）に基づき、平成20年10月1日以降、以下の条件で社債（政府保証なし）を発行しました。</p> <p>区分 首都高速道路株式会社第3回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）</p> <p>発行総額 金200億円</p> <p>利率 年1.23パーセント</p> <p>償還方法 満期一括</p> <p>発行価額 額面100円につき金99円98銭</p> <p>払込期日 平成20年10月14日</p> <p>償還期日 平成25年9月20日</p> <p>担保 一般担保</p> <p>資金の使途 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当</p> <p>その他 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</p>	<p>1 多額な社債の発行</p> <p>当社は、平成20年3月19日開催の取締役会の決議（政府保証債185億円以内）に基づき、平成20年4月1日以降、以下の条件で社債（政府保証債）を発行しました。</p> <p>区分 政府保証第6回首都高速道路株式会社社債券</p> <p>発行総額 金100億円</p> <p>利率 年1.7パーセント</p> <p>償還方法 満期一括</p> <p>発行価額 額面100円につき金99円60銭</p> <p>払込期日 平成20年5月28日</p> <p>償還期日 平成30年5月28日</p> <p>担保 一般担保</p> <p>資金の使途 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当</p> <p>その他 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</p> <p>2 重要な子会社等の設立について</p> <p>当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、首都高速道路の安全・円滑なサービスの提供に不可欠な維持修繕業務のうち、道路構造物の点検に係る業務を行う子会社として、首都高技術㈱を新たに設立することを決議し、6月6日に設立しました。7月1日の営業開始に向け準備を進めています。</p> <p>新設会社の概要は次のとおりです。</p>



前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		(1) 設立した会社の名称 首都高技術㈱ ① 設立した会社の事業内容、規模 事業内容 維持修繕業務（構造物点検） 資本金 40百万円 ② 取得した株式の数、取得価額 及び取得後の持分比率 取得した株式の数 800株 取得価額 40百万円 取得後の持分比率 100.0%

(2) 【その他】

記載事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |   |                         |
|---|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書の訂正報告書   | 平成20年6月10日<br>関東財務局長に提出 |
| 事業年度（第2期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 |                         |
| (2) 有価証券届出書の訂正届出書   | 平成20年6月10日<br>関東財務局長に提出 |
| 平成19年2月26日及び平成20年2月4日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。             |                         |
| (3) 有価証券報告書及びその添付書類                                       | 平成20年6月27日<br>関東財務局長に提出 |
| 事業年度（第3期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）                       |                         |
| (4) 発行登録書及びその添付書類   | 平成20年9月1日<br>関東財務局長に提出  |
| (5) 有価証券報告書の訂正報告書   | 平成20年9月26日<br>関東財務局長に提出 |
| 事業年度（第3期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 |                         |
| (6) 訂正発行登録書   | 平成20年9月26日<br>関東財務局長に提出 |
| (7) 発行登録追補書類及びその添付書類                                      | 平成20年10月7日<br>関東財務局長に提出 |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第3回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。  
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとし、）をいいます。  
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(平成20年12月22日現在)

銘柄	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
首都高速道路株式会社 第1回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成19年3月26日	9,997	非上場
首都高速道路株式会社 第2回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成20年2月27日	9,998	非上場
首都高速道路株式会社 第3回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成20年10月14日	19,996	非上場

#### 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

### 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

#### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成20年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地  
東京都港区西新橋二丁目8番6号  
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員  
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。  
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成20年9月30日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成20年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	4,728,074百万円
政府出資金	3,567,622百万円
地方公共団体出資金	1,160,452百万円
II 資本剰余金	847,500百万円
資本剰余金	31百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	△1,403百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	836,208百万円
資本合計	6,411,783百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、「機構法」、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

## ⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
  - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
  - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
  - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
  - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
  - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
  - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
  - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
  - (x i) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- (i) 機構法
  - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
  - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
  - (iv) 通則法
  - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
  - (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

## 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月19日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 荒張 健 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月17日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒張 健 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に、社債の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月19日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 荒張 健 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月17日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒張 健 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に、社債の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

